

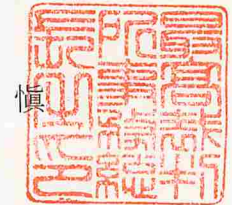
最高裁秘書第761号

令和3年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月22日付け（同月24日受付，第020983号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

2月26日付け司法研修所事務局経理課経理係「私事旅行について」（両面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和3年2月26日

第74期司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局経理課経理係

私事旅行について

司法修習生が、実務修習及び集合修習に参加する場合には、原則として旅費が支給されます。この旅費は、国の予算から支給されるため、公費の適正な支出という観点から、この旅行日の前後に私事旅行を行うこと（以下「私事旅行」という。）は自重する必要があります。裁判官を含む裁判所職員が公務出張の前後に私事旅行を行う場合は、その都度旅費支給の可否が判断されており、司法修習生についても、職員に準じて旅費支給の可否を判断することになります。

ついては、旅行日の前後に私事旅行を行おうとする場合には、裏面の書面を配属された地方裁判所（以下「配属庁」という。）の修習事務担当者に提出し、旅行命令権者の承認を受けてください。承認がない場合には、旅費が支給されない（支給済みの場合には返納させる）ことがあります。

なお、配属庁によっては、書面様式や提出時期が異なることがありますので、修習事務担当者の指示に従ってください。

(様式)

令和 年 月 日

地方裁判所長 殿

組 番 (実務修習地)

氏名

下記のとおり旅行命令の旅行日と異なった日に旅行する(した)ので、承認してください。
記

1 実際の旅行日 令和 年 月 日

2 旅行命令の旅行日と異なった日に旅行した事由

☐ (1) 自宅、実家又は親戚宅(子、祖父母、兄弟姉妹宅)への帰宅又は訪問

☐ (2) 修習に参加するための住居移転等に必要な用務

☐ (3) その他(具体的に記載すること。)

(注1) 該当する箇所の□欄にレを記入する。

(注2) 分野別実務修習参加のための旅行の際には本書面の提出を要さない。